

令和５年第９回農業委員会総会議事録									
開催年月日		令和５年９月２５日（月）							
開催場所		白岡市役所４階特別大会議室							
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 ９時００分			議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前 ９時３２分			議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長	江 口 泰 夫		仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員				
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要	
	１	関 山 功 一		出席	１	齋 藤 光 則		出席	
	２	岡 安 広		出席	２	賀 嶋 功		出席	
	３	中 村 信 明		出席	３	依 田 正 次		出席	
	４	進 藤 貴 一		出席	４	渡 邊 明 子		出席	
	５	町 田 一 二		欠席	５	小 林 一 夫		出席	
	６	八 木 澤 君 子		出席	６	千 葉 佳 織		出席	
	７	江 原 健 治		出席	７	安 野 和 好		出席	
	８	神 田 潔		出席	８	清 水 清		出席	
	９	吉 田 敏 雄		出席	９	今 泉 志 江		出席	
	１０	齋 藤 美佐夫		出席					
	１１	大 山 峰 夫		出席					
	１２	大 橋 進		出席					
	１３	江 口 泰 夫		出席		出席者		２２名	
	１４	山 下 幸 一		出席		欠席者		１名	
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者		農政課			
事務局		事務局長	佐々木 雅美			主幹		水野 慶之助	
		主査	塩村 孝太郎			主任		安藤 寛子	
説明員		事務局長	佐々木 雅美			主査		塩村 孝太郎	
		主任	安藤 寛子			農政課		新井 和久	
		農政課	石塚 麻衣						
会議次第		別添のとおり			配布資料		別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	ただ今から、令和５年第９回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	現在の出席は農業委員１３名、推進委員９名でございます。こののちは農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
	【開会 午前９時００分】
議長	現在出席委員１３名であり定足数に達しておりますので、これから第９回総会を開会いたします。
	議事録署名委員に八木澤委員、江原委員を指名いたします。
日程第１ 議案第２８号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	
議長	日程第１ 議案第２８号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について を議題といたします。 本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。 これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	それでは、議案第２８号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」御説明させていただきます。 市は、農用地利用集積等促進計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとされております。 意見を聴取する事項としては、７つあり、 ① 農地すべてを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか。 ② 必要な農作業に常時従事する見込みであるか。 ③ 農地所有適格法人であるか。 ④ 周辺の農用利用に悪影響を及ぼすか。 ⑤ 地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるか。（常時従事する見込みがない場合） ⑥ 業務執行役員の１人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか。（常時従事する見込みがない場合かつ法人の場合） ⑦ 受け手希望者への農用地の貸付の適否となります。

農政課

それでは、配布させていただきました別添資料の「農用地利用集積等促進計画(案)」及び「位置図」をご覧ください。

「位置図」につきましては、埼玉県農林公社が作成した「位置図」を提供していただいておりますので、資料として使用させていただきました。

文字等見にくい部分については、御了承くださいますようお願い申し上げます。

また、今回借り入れる農地は、赤色の太線で囲ってある部分でございます。先月、利用集積計画を御審議いただいた、期間更新分の農地でございます。借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりです。

今回の借受者は、法人２社でございまして、
１社目は「〇〇株式会社」でございます。
〇〇株式会社の農業経営状況につきましては、
平成２３年１２月に市内で本社を設立しており、
現在、市内で借受けている農地面積は、約２２．６ｈａで、
全て農地中間管理機構を通じた土地の借受けを行っております。
今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。
今回の借り受ける土地では、青ネギ、白ネギを栽培する予定でございます。

２社目は「株式会社●●」でございます。
株式会社●●は株式会社△△の子会社として、２０１３年９月に発足し、本社が東京都中央区で、事務所が久喜市にございます。
事業内容としては、小売店向けに野菜を栽培する営農事業と、民間企業や農業者に対する農業経営をサポートするコンサルティング事業を行っております。
市内では、中間管理事業を通じて合計６名の方から１７筆、８３５８．３㎡を借受け、主にキャベツやレタス、ブロッコリーなどの露地野菜を栽培しております。
市外においては、久喜市や蓮田市とも中間管理事業を通じて、１２ｈａを作付けしているようでございます。

以上が借受人の説明です。
市といたしましては、農業経営状況等から判断して、
借受人に貸借することについては、「支障なし」と考えます。
農業委員会の皆様の御審議をお願いいたします。

最後に今後のスケジュールについて説明します。

農業委員会で意見決定後、市から農地中間管理機構に対して「農用地利用集積等促進計画及び促進計画に係る意見書」を提出します。

農政課	農地中間管理機構において「農用地利用集積等促進計画」が定められた後、埼玉県に対し承認申請が行われます。 埼玉県においては、農用地利用集積等促進計画の公告・縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。 効力発生日は、令和5年12月7日を予定しています。 以上、簡単ですが説明とさせていただきます。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	▲▲地区でも遊休農地が増えてきているため、担い手が増えるのはありがたいのですが、圃場から農道へ草が出てきており、通行に生じている場所が見受けられるため、そういった指導を農政課からきちんとしていただきたい。
農政課	場所を確認させていただければ、対応してまいります。
委員	後ほど事務局へ報告いたします。
議長	ほかに御意見・御質疑等ございますか。
	[質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案につきましては、白岡市農用地利用集積計画として決定することで御異議ございませんか。 [質疑なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第28号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第2 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第2 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。 なお、今回の現地確認の報告者に議長である私が該当しておりますので、議案第29号の審議について、江口会長職務代理は、一時的に議長をお願いいたします。
事務局	議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の3ページ目を御覧願います。 新任の方がいらっしゃいますので、案件の説明の前に、簡単ではございますが、農地法第4条の許可申請について説明をさせていただきます。 農地法第4条の規定による手続き（農地転用）とは、農地の所有者はそのまま、農地を農地以外（宅地や雑種地等）の目的で使用するをいいます。

事務局	今回の案件については、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域内の農地ということで、許可権者は埼玉県になります。市の農業委員会の総会において申請内容について審議を行い、その意見を付して県へ進達することとなっております。 なお、今回の申請内容は、転用追認の案件となりますが、転用追認とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和45年8月以前から地目が田畑の土地を住宅敷地など、農地以外の用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認める内容となります。 番号1につきましては、申請人が所有権を有する申請地について、既存住宅敷として転用するための申請です。 申請地につきましては、昭和45年以前から住宅敷地として使用されており、今後も宅地として使用することから、今回、申請がなされたものです。 農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地と判断され、通常、転用は不許可となりますが、昭和45年の都市計画法による市街化調整区域の線引き以前から宅地として使用されていることが、昭和43年に撮影された航空写真により確認出来ておりますので、転用についてはおおむね認められるものと思われま。
議長代理	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の番号1の4条申請について、9月15日に現地を確認しました。申請地は、以前より宅地の一部として利用されております。 昭和45年以前から宅地利用されていたことが書類によって確認できたため、転用についてはやむを得ないものと判断されます。
議長代理	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。 [質疑なしという声あり]
議長代理	質疑なしと認めます。 お諮りします。事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長代理	異議なしと認めます。よって議案第29号については、原案のとおり決定します。また、議案29号の審議が終了しましたので、会長は議長をお願いいたします。

日程第3 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

議長

日程第3 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。

総会資料の4ページから6ページをご覧ください。

番号1につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。

譲受人につきましては、市内で両親と同居しておりますが、家財が増え手狭となっており、今後の子育て等考慮し、自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

案件の説明の前に、簡単ではございますが、農地改良申請について説明をさせていただきます。

農地改良とは、農地の保全もしくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為で、農地の所有者または耕作者が行う農地の盛土、あるいは掘削の行為のことを言います。

具体的には、農地を埋め立て田から畑に転換したり、排水機能や土質を改善するために上質な土に入れ替え土壌改良をしたりすることを言います。

なお、残土処分場のように土砂等の処分のみを目的とした農地への土砂等の搬入は、農地改良として行うことはできません。

農地改良の面積が1,000㎡未満で工事期間が1ヶ月以内の場合は農業委員会取扱の届出となり、それを超える場合は県知事許可（農地転用許可）が必要となります。

案件に移りまして、番号2につきましては、譲受人が譲渡人から、使用貸借権設定による農地改良を目的とした一時転用の申請です。

申請地は、低地で水はけが悪く耕作しにくい状態です。今回申請地所有者が土木業を営む株式会社〇〇に農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。

譲受人は、良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヶ月となっております。

農地改良完了後は、久喜市の農地所有適格法人である▽▽が農地を中間管理事業を利用し農地を借り受け、麦を作付けする計画となっております。

農地区分につきましては、農用地区域内農地で、通常、転用は不許可となりますが、申請に係る農地を一時的な利用に供するために行うもので、当該利用の目的を達成する上で必要と認められる場合は、農地法施行令の不許可の例外に該当するため転用可能となります。（農地法施行令第11条第1項第1号）

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

議長	説明が終了しました。
委員	これから番号１及び２の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
	番号１と２を一括で御説明いたします。
	まず番号１については、高岩字〇〇であります。
	転用の理由や権利の移転内容については、事務局説明のとおりです。
	現地図の２ページを御覧ください。場所については、△△から東に５００㎡、近くに□□があります。現地確認は９月２２日に行いました。
	申請地は、１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。
	さらに、申請地は●●線から東へ約５０メートル位のところにあり、周囲には▲▲や住宅が点在しております。
	また、申請地は現在農地として使用されており、野菜の作付がされており、周辺は除草作業がされており違反等はされておりません。
	したがいまして、この案件については、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。
	つづきまして、番号２の農地改良の案件ですが、こちらも９月２２日に現地確認を行いました。
	現地図の３ページを御覧ください。
	申請地は■■線と高速道路に挟まれたから土地であり、現在農地として使用されており、違反等はされておりません。
	したがいまして、この案件については、農地の改良理由や付近の状況から許可については、やむを得ないと判断いたしました。
	皆様の御審議をお願いします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	今回の案件は〇〇の場所だと思いますが、嵩上げはどの程度の予定でしょうか。
	■■線の下に水路が通っており、道を挟んだ反対側の農地へ供給しているが、埋め立てることによる影響は無いか。
事務局	掘削分、搬入土を併せて３００ｃｍとなります。最終的には道路から３０ｃｍの嵩上げとなる予定です。
	水路については、暗渠とすることで機能は維持される予定です。
議長	地元の方でないと細かいところはわからないと思いますので、説明を求められたらそのように説明をお願いいたします。
委員	昔、私も申請地で耕作しておりましたが、当時他の土地所有者と水利関係でトラブルとなったことがありました。
	今回の事業にあたっても、水利関係は慎重に進めた方がよいと思います。

議長	地元の人の迷惑にならないよう、事務局とよく連携をお願いいたします。
事務局	後ほど計画図面を確認しながら、細かい説明をいたします。
議長	他に質疑はございますか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第30号については、原案のとおり決定します。
	異議なしと認めます。よって議案第30号については、原案のとおり決定します。
	以上をもちまして、議案第28号から30号に係る議事を終了します。
	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第5条第1号第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は4件でございます。 総会資料の8ページ目を御覧願います。 番号1から4につきましては、住宅敷のための転用です。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項2 その他</u>	
議長	続きまして、協議報告事項2 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局	協議報告事項２ その他 について でございますが、 ○農業委員会身分証明書の配布について ・推進委員さんにつきましては、本日、農業委員会身分証明書を配付しております。活動の際に携帯いただくようお願いいたします。 ○農業委員担当地区割り表について ・担当地区割り表について、篠津地区に一部変更がありましたので再度配付いたします。 ○遊休農地等現地調査について ・御協力ありがとうございました。 ○農業委員会活動記録の提出について ・御提出ありがとうございました。 ・今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会資料送付時に返却させていただきます。 ○来月の農地パトロールについて ・１０月 ３日 江口委員・大山委員・日勝地区推進委員 ・１０月１７日 関山委員・町田委員・篠津地区推進委員 ・１０月３１日 進藤委員・大山地区推進委員 となります。必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いいたします。 ○来月総会について ・１０月２４日（火）午前９時 ・議事録署名委員の八木澤委員、江原委員（欠席の場合、神田委員、吉田委員）の両委員は来月署名をお願いします。 以上で協議報告事項２ その他を終わります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
議長	[なしと云う声あり。] ありがとうございました。以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 [終了午前９時３２分]